

IV 見本持出し関連業務の見直しについて

2014年9月30日

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)



1. 見本持出関連業務の現状及び対応案について

<現状>

「G05 貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可後に「見本持出取消（MHC）」業務が実施された場合と、「見本持出確認登録（MHO）」業務が実施されなかった場合の区別がつかない。

例：登録許可番号A：見本持出許可後に、MHC業務が実施されたもの

登録許可番号B：見本持出許可後に、MHO業務が実施されたもの

登録許可番号C：見本持出許可後に、MHC業務・MHO業務の何れも実施されていないもの

貨物取扱等一覧データ

貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	...	見本持出日	持出先	...
M	×××	A			×××	×××
M	×××	B		20140901	×××	×××
M	×××	C			×××	×××

AとCの区別がつかない

<次期>

見本持出許可後に「見本持出取消（MHC）」業務が実施された場合は、新規項目に見本持出許可取消日を出力する。

貨物取扱等一覧データ

貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	...	見本持出日	許可取消日	持出先	...
M	×××	A			20140902	×××	×××
M	×××	B		20140901		×××	×××
M	×××	C				×××	×××

新規項目により、AとCの区別が可能